

答申添付資料 1

1 経緯

令和4年3月大槌町議会定例会平成4年度大槌町一般会計予算審議において、消防法で規定している大槌町役場庁舎施設の「消防計画」の作成がされず、「消防訓練」も実施しないことが明らかになりました。

大槌町役場庁舎を開庁（平成24年8月6日）から約10年にわたり、消防法に定める消防計画の作成について大槌消防署から再三の是正措置等に対して、改善計画を大槌消防署に提出しながらも、消防計画を作成していませんでした。

2 消防法における「消防計画」作成及び「消防訓練」実施の規定

- (1) 公の施設の管理権限者は、防火管理者を定め、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を実施、施設設備点検及び整備等、防火管理上必要な業務を行わせなければならないと規定されています。（消防法第8条第1項）
- (2) 防火管理者は、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及避難訓練の実施、消防用設備等施設の点検及び整備、火気の使用・取扱いに関する監督等を任務として行うことが規定されています。

3 役場庁舎における防火管理者の選任の状況

期 間	防火管理者		備 考
	職 名	氏 名	
平成24年10月5日～平成27年4月30日	総務部長兼総務課長	平野 公三	退 職
平成27年5月1日～令和2年10月11日 (未選任期間 5年6か月)	防火管理者未選定		
令和2年10月12日～令和4年3月27日	企画財政課長・総務課長	藤原 淳	
令和4年3月28日～	企画財政課長	太田 和浩	

4 大槌消防署の立入検査及び是正指導等の経緯

大槌消防署の立入検査及び是正指導等が下記のとおりなされ、大槌町から改善計画書を大槌町消防署に提出したが、不履行の状況で今日に至っております。

(1) 是正指導

立入検査年月日	是正指導（文書指示）年月日	改善計画書提出年月日
平成28年9月21日	—	—
令和2年7月14日	令和2年7月16日	令和2年10月14日

(2) 警告文書

令和4年3月25日付けで大槌消防署長から町長あて「警告文書」を受理いたしました。

令和4年4月8日までに、防火管理者に消防計画を作成させ、大槌消防署長に提出いたします。

5 消防訓練について

大槌町役場及び大槌町役場多目的会議室については、消防訓練を令和4年4月中に1回行うとも

答申添付資料 1

に、秋の全国火災防火運動週間中に 1 回実施し、今後、年 1 回の定期消防訓練を実施します。

また、その他の公の施設においても 6 月までに 1 回行うとともに、次年度以降年 1 回の消防訓練を実施します。

6 防火管理に対する今後の対策について

- (1) 公の施設の防火管理（防火管理者の選任、防火訓練の実施状況、防火管理者の育成・強化）に関しては、企画財政課において、一括管理します。
- (2) 公の施設の防火管理者及び防火管理者資格取得職員については、毎年度当初に研修会を開催し、防火管理に関する意識の醸成とスキルアップを図るとともに、各公の施設の消防計画の見直しや消防訓練の実施予定、消防用設備等施設の点検による指摘改善事項の確認を行います。
- (3) 人事を管理する総務課においては、企画財政課から公の施設の防火管理者の選任を行った旨の連絡を受けた場合には、任命権者から辞令を適時に交付して、防火管理者としての義務と責任を明確に指示するとともに、辞令履歴によりその旨を記載します。
- (4) 新採用職員に対しては、防火教育等について、防火管理者を指導者とする研修等を実施します。
- (5) 第 3 者委員会を設置し、本件における検証を行うとともに、検証結果について、町民の皆様にあきらかにするため、住民説明会を開催いたします。